

造設術を含む。)			
(点数の見直し)			
経皮的上部尿管拡張術 (経皮的腎瘻造設術を含む。)	経皮的上部尿管拡張術 (経皮的腎瘻造設術を含む。)	9,760点	経皮的尿管拡張術 (経皮的腎瘻造設術を含む。)
(区分の見直し)			13,000点
(区分の新設)		(新設)	腹腔鏡下腎部分切除術
腎嚢胞切除縮小術 (内視鏡下によるものを含む。)	腎嚢胞切除縮小術 (内視鏡下によるものを含む。)	10,500点	腎嚢胞切除縮小術
(区分の見直し)			10,500点
(区分の新設)		(新設)	腹腔鏡下腎嚢胞切除縮小術
(区分の新設)		(新設)	腹腔鏡下腎摘出術
腎 (尿管) 悪性腫瘍手術		31,300点	32,900点
(点数の見直し)			
(区分の新設)		(新設)	腹腔鏡下腎 (尿管) 悪性腫瘍手術
			42,300点
腎 (腎盂) 瘻造設術	腎 (腎盂) 瘻造設術		(削除)

(区分の新設)	(新設)	腹腔鏡下腎盂形成手術	29,500点
移植用腎採取術(生体) (点数の見直し)	21,700点		22,800点
(区分の新設)	(新設)	移植用腎採取術(死体)	30,000点
		注 腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
同種腎移植術 (注の変更)(点数の見直し)	71,200点		74,800点
	注2 死体腎を移植した場合は、70,000点を加算する。	注2 死体腎(臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する脳死した者の身体から採取された腎を除く。)を移植した場合は、移植腎の提供のために要する費用として、40,000点を加算する。	
ピンハンマー式尿路結石破碎術 (点数の見直し)	10,400点		7,000点
(区分の新設)	(新設)	尿管剥離術	12,400点
(区分の新設)	(新設)	経尿道的尿管凝血除去術(バスケットワイヤーカテーテル使用)	7,990点

(区分の新設)

(新設)

膀胱単純摘除術

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| 1 腸管利用の尿路変更を行うもの     | 34,100点 |
| 2 その他のもの<br>(点数の見直し) | 25,200点 |

経尿道的電気凝固術 9,060点

35,800点

26,500点

(区分の新設)

(新設)

膀胱悪性腫瘍手術

(項目の見直し)

- |                              |         |
|------------------------------|---------|
| 1 切除                         | 19,700点 |
| 2 全摘(腸管等を利用して尿路変更を行わないもの)    | 32,700点 |
| 3 全摘(尿管S状結腸吻合を利用して尿路変更を行うもの) | 51,700点 |
| 4 全摘(回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの) | 62,500点 |
| 5 全摘(代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの)     | 65,700点 |
| 6 経尿道的手術                     | 10,400点 |

膀胱後腫瘍摘出術

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1 腸管切除を伴わないもの | 11,100点 |
| 2 腸管切除を伴うもの   | 17,100点 |

1 切除 20,700点

2 全摘(腸管等を利用して尿路変更を行わないもの) 34,300点

3 全摘(尿管S状結腸吻合を利用して尿路変更を行うもの) 54,300点

4 全摘(回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの) 65,600点

5 全摘(代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの) 69,000点

6 経尿道的手術 10,400点

(注の変更)

注 尿路変更に当たって、自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,500点又は

(第3節へ移動)

尿道悪性腫瘍摘出術  
(注の変更)

尿道形成手術

1 前部尿道

12,500点

13,100点

2 後部尿道

20,400点

21,400点

(点数の見直し)

尿道下裂形成手術

19,000点

20,000点

(点数の見直し)

(区分の新設)

(新設)

陰茎形成術 20,000点

尿道上裂形成手術

19,000点

20,000点

(点数の見直し)

(区分の新設)

(新設)

尿道狭窄拡張術(尿道バルーンカテーテル)  
14,200点

(区分の新設)

(新設)

尿道ステント前立腺部尿道拡張術  
12,300点

2,500点をそれぞれ加算する。

注 尿路変更に当たって、自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,500点又は2,500点をそれぞれ加算する。

(第3節へ移動)

尿失禁コラーゲン注入手術 (区分の見直し) (注の変更)	尿失禁コラーゲン注入手術 13,800点  注 尿失禁コラーゲン注入手術に伴って使用したコラーゲンの費用は、所定点数に含まれるものとする。	尿失禁又は膀胱尿管逆流現象コラーゲン注入手術 13,800点 注 コラーゲン注入手術に伴って使用したコラーゲンの費用は、所定点数に含まれるものとする。
(区分の新設)	(新設)	陰茎様陰核形成手術 4,500点
精巣(睾丸)摘出術 (区分の見直し)	精巣(睾丸)摘出術 2,770点	精巣摘出術 2,770点
停留精巣(睾丸)摘出術 (区分の見直し)	停留精巣(睾丸)摘出術 4,830点	停留精巣摘出術 4,830点
腹腔鏡下腹腔精巣摘出術 (区分の見直し)	腹腔鏡下腹腔精巣摘出術 12,100点	腹腔鏡下腹腔内停留精巣摘出術 13,830点
精巣上部(副睾丸)摘出術 (区分の見直し)	精巣上部(副睾丸)摘出術 4,200点	精巣上部摘出術 4,200点
精巣(睾丸)悪性腫瘍手術(両側)  (区分の見直し)	精巣(睾丸)悪性腫瘍手術(両側) 1 高位精巣摘出術 9,260点 2 その他 40,900点	精巣悪性腫瘍手術 9,260点
停留精巣(睾丸)固定術	停留精巣(睾丸)固定術 8,260点	停留精巣固定術 8,260点

(区分の新設)	(新設)	腹腔鏡下腹腔内停留精巣陰嚢内固定術 18,800点
経尿道的前立腺手術 (点数の見直し)	17,100点	18,500点
経尿道的前立腺高温治療(一連につき)	8,550点	5,000点
精嚢全摘術 (区分の見直し)	精嚢全摘術	(削除)
前立腺精嚢悪性腫瘍手術 (区分の見直し)	前立腺精嚢悪性腫瘍手術 30,100点	前立腺悪性腫瘍手術 31,600点
(区分の新設)	(新設)	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術 45,300点
バルトリン腺嚢胞摘出術・造袋術 (区分の見直し)	バルトリン腺嚢胞摘出術・造袋術 2,760点	バルトリン腺嚢胞腫瘍摘出術(造袋術を含む。) 2,760点
女子外性器悪性腫瘍手術		
1 切除	17,900点	18,800点
2 皮膚移植(筋皮弁使用)を行った場合	26,400点	27,700点

(点数の見直し)			
(区分の新設)		(新設)	外陰・膣血腫除去術 1, 600点
(区分の新設)		(新設)	癒合陰唇形成手術
			1 筋層に及ばないもの 2, 330点
			2 筋層に及ぶもの 4, 430点
膣壁裂創縫合術 (分娩時を除く。)	1 前又は後壁裂創 2, 760点		1 前又は後壁裂創 2, 760点
	2 前後壁裂創 4, 160点		2 前後壁裂創 4, 160点
(項目の見直し)	3 膣円蓋に及ぶ裂創 6, 370点		3 膣円蓋に及ぶ裂創 6, 370点
			4 直腸裂傷を伴うもの 18, 900点
膣閉鎖術		2, 580点	1 中央膣閉鎖術 (子宮全脱) 6, 370点
(項目の見直し)			2 その他 2, 580点
膣式旁結合織膿瘍切開術	膣式旁結合織膿瘍切開術 2, 230点		膣式子宮旁結合織炎 (膿瘍) 切開術
(区分の見直し)			2, 230点
(区分の新設)		(新設)	後膣円蓋切開 (子宮外妊娠) 2, 230点
膣壁腫瘍摘出術	膣壁腫瘍摘出術 2, 540点		膣壁腫瘍術 2, 540点
(区分の見直し)			
(区分の新設)		(新設)	膣壁囊腫切除術 2, 540点

(区分の新設)	(新設)	腔ポリープ切除術	1,040点
(区分の新設)	(新設)	腔壁尖圭コンジローム切除術	1,040点
腔壁悪性腫瘍手術 (点数の見直し)	21,200点	22,300点	
造腔術 (区分の見直し)	造腔術	造腔術、腔閉鎖症術	
	2 遊離植皮によるもの	2 遊離植皮によるもの	11,300点
	3 腔断端挙上によるもの	3 腔断端挙上によるもの	18,400点
	4 腸管形成によるもの	4 腸管形成によるもの	24,200点
	5 筋皮弁移植によるもの	5 筋皮弁移植によるもの	31,500点
(区分の新設)	(新設)	腔断端挙上術(腔式・腹式)	14,000点
腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術 (点数の見直し)	17,100点	19,100点	
(区分の新設)	(新設)	子宮腔部冷凍凝固術	990点
子宮頸部切除術 (区分の見直し)	子宮頸部切除術	子宮頸部(腔部)切除術	3,330点
	3,330点		



(区分の新設)	(新設)	子宮腔部糜爛等子宮腔部乱切除術	470点	
(区分の新設)	(新設)	子宮頸部摘出術（腔部切断術を含む）	3,330点	
(区分の新設)	(新設)	子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療	3,330点	
腹腔鏡下子宮筋腫核出術 （区分の見直し）	腹腔鏡下子宮筋腫核出術	25,300点	腹腔鏡下子宮筋腫摘出術	25,300点
(区分の新設)	(新設)	痕跡副角子宮手術		
		1 腹式	14,500点	
		2 腔式	8,450点	
(区分の新設)	(新設)	子宮頸部初期癌又は異形成光線力学療法	8,450点	
腹腔鏡下腔式子宮全摘術 （点数の見直し）	腹腔鏡下子宮全摘術	29,300点	38,500点	
広靱帯内腫瘍摘出術（腹腔鏡下によるものを含む。） （区分の見直し）	広靱帯内腫瘍摘出術（腹腔鏡下によるものを含む。）	8,450点	広靱帯内腫瘍摘出術	8,450点

(区分の新設)	(新設)	腹腔鏡下広靱帯内腫瘍摘出術	19,100点
骨盤リンパ節郭清術 (区分の見直し)	骨盤リンパ節郭清術	(削除)	
(区分の新設)	(新設)	子宮頸管閉鎖症手術	
		1 非観血的	180点
		2 観血的	3,590点
子宮附属器癒着剝離術 (両側) 2 腹腔鏡によるもの (点数の見直し)	18,300点	17,900点	
卵巣部分切除術 (腔式を含む。) 2 腹腔鏡によるもの (点数の見直し)	11,300点	12,200点	
(区分の新設)	(新設)	卵管結紮術 (腔式を含む。) (両側)	
		1 開腹によるもの	4,350点
		2 腹腔鏡によるもの	12,200点
(区分の新設)	(新設)	卵管口切開術	
		1 開腹によるもの	4,350点
		2 腹腔鏡によるもの	12,200点

(区分の新設)	(新設)	腹腔鏡下多嚢胞性卵巣焼灼術 12, 200点
(区分の新設)	(新設)	卵管全摘除術、卵管腫瘤全摘除術、子宮卵管留血腫手術(両側)
		1 開腹によるもの 9, 300点
		2 腹腔鏡によるもの 19, 600点
子宮附属器悪性腫瘍手術(両側) (点数の見直し)	31, 400点	33, 000点
卵管鏡下卵管形成術 (点数の見直し)	22, 700点	23, 800点
骨盤位娩出術 (点数の見直し)	3, 560点	3, 800点
(区分の新設)	(新設)	脱垂肢整復術 1, 240点
子宮破裂手術		
1 子宮全摘除を行うもの	14, 300点	21, 300点
2 子宮腔上部切断を行うもの	13, 200点	15, 800点
3 その他のもの (点数の見直し)	8, 580点	8, 580点

妊娠子宮摘出術（ポロー手術）	13,200点	21,300点
子宮内反症整復手術（腔式、腹式） （項目の見直し）	子宮内反症整復手術（腔式、腹式） 8,180点	子宮内反症整復手術（腔式、腹式） 1 非観血的 340点 2 観血的 8,180点
（区分の新設）	（新設）	子宮内容除去術（不全流産） 1,910点
（区分の新設）	（新設）	脳死臓器提供管理料 14,200点 注 臓器提供者の脳死後に、臓器提供者の身体 に対して行われる処置の費用は、所定点数に 含まれる。
第2節 輸血料		
輸血		
（項目の追加）	（項目の追加）	3 自己血貯血 イ 6歳以上の患者の場合（200mLごとに） (1) 液状保存の場合 200点 (2) 凍結保存の場合 400点 ロ 6歳未満の患者の場合（体重1kgにつき） (1) 液状保存の場合 200点

3 自己血輸血  
(点数の見直し)

(注の変更)

- 3 自己血輸血
- イ 6歳以上の患者の場合(200mLごとに)
- (1) 液状保存の場合 950点
  - (2) 凍結保存の場合 1,900点
- ロ 6歳未満の患者の場合(体重1kgにつき4mLごとに)
- (1) 液状保存の場合 950点
  - (2) 凍結保存の場合 1,900点

4 輸血に当たって薬剤を使用した場合は、  
薬剤の費用として、第3節に掲げる所定点  
数を加算する。

5 輸血に伴って行った患者の血液型検査  
(ABO式及びRh式)の費用として所定点  
数に48点を、不規則抗体検査の費用とし  
て検査回数にかかわらず1月につき所定点  
数に200点をそれぞれ加算する。

(新設)

(2) 凍結保存の場合 400点

- 4 自己血輸血
- イ 6歳以上の患者の場合(200mLごと  
に)
- (1) 液状保存の場合 750点
  - (2) 凍結保存の場合 1,500点
- ロ 6歳未満の患者の場合(体重1kgにつ  
き4mLごとに)
- (1) 液状保存の場合 750点
  - (2) 凍結保存の場合 1,500点

4 輸血に当たって薬剤を使用した場合は、薬  
剤の費用として、第4節に掲げる所定点数  
を加算する。

5 輸血に伴って行った患者の血液型検査(A  
BO式及びRh式)の費用として所定点数  
に48点を加算する。

6 不規則抗体検査の費用として検査回数にか  
かわらず1月につき所定点数に200点を  
加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合

術中術後自己血回収術（自己血回収  
器具によるもの）  
（点数の見直し）

5,000点

（新設）

第3節 特定医療機器等加算  
（節の新設）

（新設）

にあつては、1週間に1回を限度として、  
所定点数に200点を加算する。

輸血管理料 I 200点  
輸血管理料 II 70点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合  
しているものとして地方社会保険事務局長に  
届け出た保険医療機関において、K920に  
掲げる輸血を行った場合に、月1回を限度と  
して算定する。

4,500点

第3節 特定医療機器等加算

脊髓誘発電位測定加算 3,130点

注 脊椎、脊髓又は大動脈瘤の手術に当たっ  
て、脊髓誘発電位測定を行った場合に算定す  
る。

超音波凝固切開装置加算 2,000点

注 胸腔鏡下又は腹腔鏡下による手術に当たっ  
て、超音波凝固装置を使用した場合に算定す

る。

創外固定器加算 10,000点

注 区分番号K046及びK058に掲げる手術に当たって、創外固定器を使用した場合に算定する。

イオンフォトレーゼ加算 45点

注 区分番号K300及びK309に掲げる手術に当たって、イオンフォトレーゼを使用した場合に算定する。

副鼻腔手術用内視鏡加算 1,000点

注 区分番号K348から区分番号K366までに掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に算定する。

止血用加熱凝固切開装置加算 700点

注 区分番号K476に掲げる手術に当たって、止血用加熱凝固切開装置を使用した場合に算定する。

自動縫合器加算 2,500点

注 区分番号K511, K513, K514, K514-2, K517, K529, K53

1, K532, K532-2, K655, K655-2, K657, K657-2, K702, K703, K716, K719の3, K719-2, K719-3, K735, K735-3, K739, K740, K740-2, K740-3, K803及びK817に掲げる手術に当たって、自動縫合器を使用した場合に算定する。

自動吻合器加算 5, 500点

注 区分番号K529, K531, K532, K532-2, K655, K655-2, K657, K657-2, K702, K703, K739, K740, K740-2, K740-3, K803及びK817に掲げる手術に当たって、自動吻合器を使用した場合に算定する。

微少血管自動縫合器加算 2, 500点

注 区分番号K017又はK020に掲げる手術に当たって、微少血管自動縫合器を使用した場合に算定する。

心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器

30, 000点



注 区分番号K552-2に掲げる手術に当たって、心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器を使用した場合に算定する。

体外衝撃波消耗性電極 3,000点

注 区分番号K678又はK768に掲げる手術に当たって、消耗性電極を使用した場合に算定する。

手術に関する改定内容については、別表参照